

あかり便り

2021年7月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

いつもお世話になっております。

小暑を過ぎ、夏本番を迎えました。

皆様におかれましては、暑さに負けずご活躍のことと拝察いたします。

それでは、今月のあかり便りをお届けします。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～7月の税務カレンダー～

7/12

- 6月分源泉所得税・納期の特例に係る源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7/15

- 所得税の予定納税額の減額申請

8/2

- 12月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞
- 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- 固定資産税(都市計画税)の納付(第2期分)



令和3年分からふるさと納税の申告手続簡素化

◆ふるさと納税の確定申告が簡単になる？

個人の所得・控除によって決まる控除上限金額までの寄附なら、自己負担が2000円で返礼品がもらえるふるさと納税制度。令和元年度の寄附件数は約2334万件、寄付総額は約4875億円となり、すでに市民権を得た制度となっている印象です。

寄附によって後から税金が減る形になりますが、寄附をただけでは税金は減りません。確定申告をするか、自治体5か所以内への寄附かつ他に確定申告をする必要のない方が利用できる、ワンストップ特例の申請をしなければなりません。給与収入のみの方であれば、電子申告を利用すると作成の手間もあまりなく、提出も自宅等で行えるため、確定申告はかなり簡単ですが、令和3年分の申告からは「寄付金控除に関する証明書」の発行により、さらに簡素化される見込みです。

◆先行して生命保険料控除がやっている制度

ふるさと納税を扱っている特定事業者が発行する、年間寄附額を記録した「寄付金控除に関する証明書」は、電子データや郵送等で寄附を行った方に提供されます。寄附を行った方は、証明書のデータを市販の確定申告作成ソフトや国税庁の確定申告作成コーナーで読み込ませることで、今まで一つずつ寄附先や寄附金額を入力していた手間が省けます。令和2年分の申告や年末調整で導入された、生命保険料の控除証明書等の電子的交付と同じ仕組みです。

また、e-taxではなく、紙の申告書を提出する場合でも、今までは寄附金受領書をすべて提出していたものが、証明書データを国税庁が提供するQRコード付証明書等作成システムで読み込むことによって生成される書類を添付する方法を取ることができますので、こちらも簡素化が可能です。

◆特定事業者認定に注意

「寄付金控除に関する証明書」を発行することのできる特定事業者は、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している事業者となり、ふるさと納税でよく聞くポータルサイトを運営している団体となりますが、規模の小さい団体は、まだ特定事業者として確認できないものもあります。簡素化制度を使いたい場合は、お使いのサイトが特定事業者に認定されているか確認しましょう。